田辺市都市計画マスタープラン

～人と地域が輝き、 心の豊かさを実感できる交流拠点都市　田辺～

概　要　版

未来へつながる道 田辺市

JUNCTION TO THE FUTURE

1. 都市計画マスタープランについて

●都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランは、都市計画法に基づき、まちの将来像とその実現に向けたまちづくりの基本的な方針をまとめたものです。

田辺市都市計画マスタープランは、本市が定める最上位計画である「第２次田辺市総合計画」ならびに、和歌山県が定める「和歌山県都市計画マスタープラン」「国土利用計画」などの上位計画に即しつつ、社会情勢の変化なども考慮し、住民の皆さまの意見を反映しながら作成しました。

この都市計画マスタープランは、本市の将来像を実現するための個別の都市計画の決定や変更の方針などを示しており、都市計画行政の行動指針となるものです

●対象区域

対象区域は、市全体を視野に入れつつ、都市計画区域及び準都市計画区域とその周辺を対象とします。

［都市計画区域とは…］

都市計画区域は、都市生活や機能的な都市活動を確保するため、都市計画を策定する区域であり、自然的・社会的条件等を勘案し、都市として総合的に整備・開発及び保全する必要がある区域のことです。

具体的には、都市計画区域内では、宅地造成などの開発行為や建築行為に対して一定のルールを課すことにより、秩序ある土地利用の実現を目指すとともに、道路、公園などの都市施設を計画的に整備することによって、都市が備えるべき、安全性、快適性及び利便性を確保することを目指すことになります。

なお、都市施設の整備などの都市計画事業を実施するために要する費用に充てる市税として都市計画税があり、目的税として課税のあり方の観点から検討を進めていきます。

［準都市計画区域とは…］

準都市計画区域は、積極的な整備または開発を行う必要はないものの、そのまま土地利用を整序し、または環境を保全するための措置を講ずることなく放置すれば、将来における一体の都市として総合的に整備、開発および保全に支障が生じるおそれがある区域について指定します。

開発的なことを行う都市計画制度を活用することはできませんが、都市としての環境を保全するため、都市計画区域に準じた土地利用のルールが発生します。

2. 全体構想　まちの将来像（まちづくりの基本理念）

●まちづくりの基本理念

［安全・安心なまちづくり］

発生が予測されている南海トラフ巨大地震をはじめとする災害等に対する防災・減災対策や市民の日々の暮らしを守るための交通安全対策・防犯対策の推進とともに、人口減少・超少子高齢社会の更なる進行に対応した保健・医療・福祉等の充実に関わる取り組みを通じて、安全・安心なまちづくりを目指します。

［持続可能なまちづくり］

都市基盤と都市機能の充実による中心市街地の活性化や効率的で秩序ある市街地の形成に併せ、市内各地域間を結ぶ機能的な交通ネットワークの形成を図るなど、各地域の活力の維持・向上を目指した多極集約・連携型の都市構造の形成に関わる取り組みを通じて、持続可能なまちづくりを目指します。

［個性的で魅力あるまちづくり］

田辺市を包む山・川・海の豊かで美しい自然環境や、熊野古道に代表される豊かな歴史・文化資源、さらに梅やみかんなどの農産物をはじめとする豊かな特産品、これら田辺市が有する恵まれた地域資源を適切に保全･活用します。また、美しい景観の保全･形成、市内の観光や人々の交流の充実などの取り組みを通じて、個性的で魅力あるまちづくりを目指します。

3. 全体構想　まちの将来像 (まちづくりの目標) (将来都市構造図)

●まちづくりの目標

～人と地域が輝き、心の豊かさを実感できる 交流拠点都市　田辺～

美しい山、川、海などの豊かな自然や熊野古道をはじめとした世界に誇れる歴史に包まれ、それらの恵みから文化を育んできた田辺市は、今後も、こうした豊かな自然や歴史を保全・活用しながら、人口減少・超少子高齢社会においても、活力ある「まち」を目指すことが必要です。また、活力ある「まち」とするためには人の交流を盛んにし、災害に強い「安全・安心なまち」とするためには人の絆や活力ある地域コミュニティを堅持していくことが不可欠です。

こうしたことを常に意識して、豊かな自然環境と歴史を活用した交流人口の増大、産業の活性化や中心市街地を核とした機能的で暮らしやすい生活環境の創出に着目したまちづくりを市民とともに進めます。

そして、多くの人々にとって住みたい、住みつづけたい、訪れたい、交流拠点都市“田辺”であり続けるために、田辺市の強みである豊富な地域資源と都市的機能を有機的に結びつけ、「まち」を育んでいくことで心の豊かさを実感できるまちづくりを目標とします。

●将来都市構造図

［全　体］

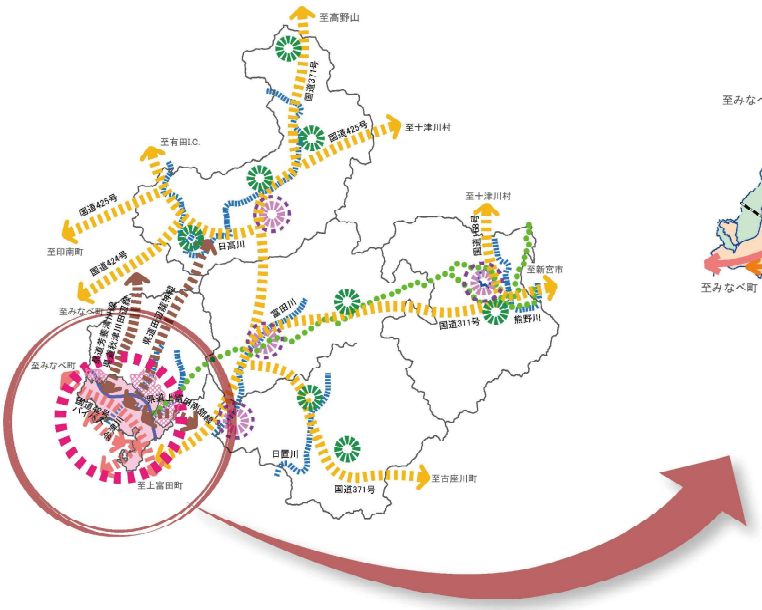

［都市拠点］

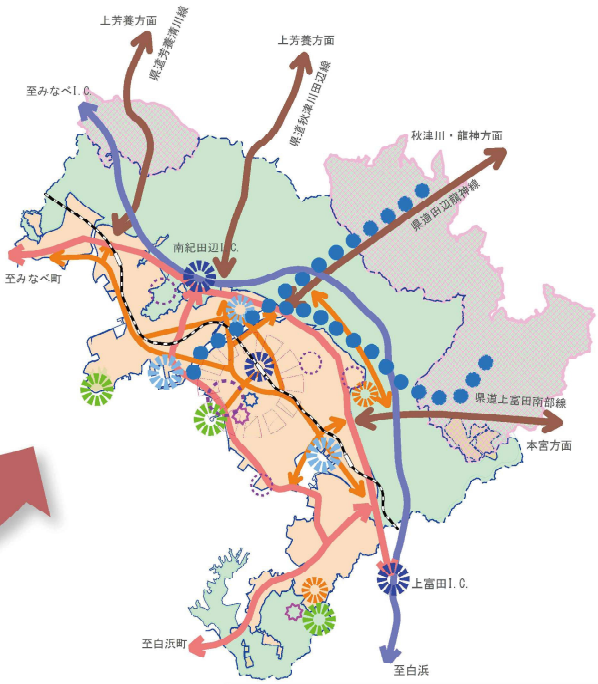

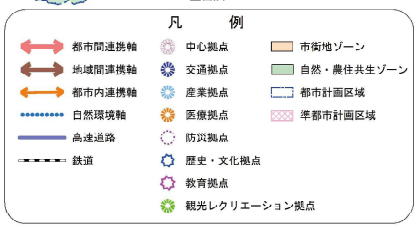

4. 全体構想　まちづくりの方針

● 土地利用の方針

都市計画をはじめとした土地利用の規制・誘導手法の的確な運用によって、災害リスクや地域特性を踏まえた土地利用の実現を目指して、本市の魅力である利便性の高い生活環境の維持・充実とともに、環境負荷の軽減や都市拠点などの機能充実に努めます。

［土地利用の配置方針図］

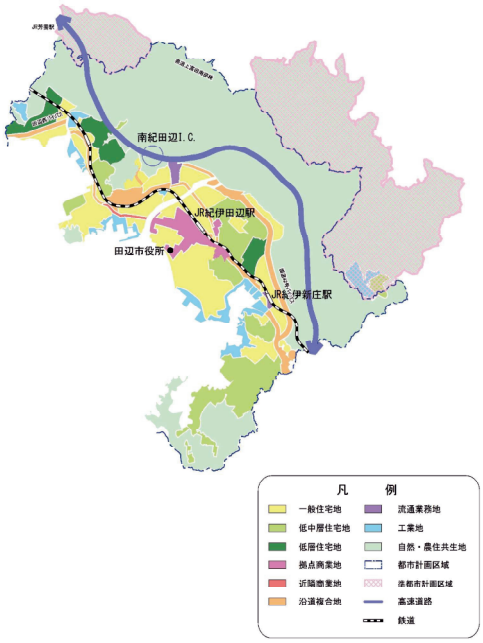

● 市街地整備などの方針

効率的でコンパクトな市街地の形成を、防災・減災や地域特性に配慮しながら、市街地の整備改善に努めます。また、海や山の自然を身近に感じることのできる景観形成や住環境整備に努めます。

● 自然的環境及び歴史文化資源の保全等の方針

個性豊かな自然的環境や歴史文化資源の保全と適切な活用に努め、豊かな都市環境の実現につなげていきます。

● 都市施設整備の方針

［交通施設整備の方針］

持続可能な集約型都市構造の構築や地域の生活環境の向上のため、都市間や各地域間を結ぶ災害に強く機能的な交通ネットワークの形成と連携に努めます。

また、自動車に過度に頼らずに誰もが移動しやすい都市の構築のため、公共交通を確保する体制づくりを進めます。

未整備路線については都市全体の交通ネットワークを再検討したうえで、必要に応じて路線の見直し検討を推進し、効果的、効率的な整備推進に努めます。

［公園・緑地の整備の方針］

スポーツ・レクリエーションの場、コミュニケーションの場、災害時における避難場所など、平常時と非常時の利用など施設の多面的な活用に努めます。

既存施設の適切な維持管理や新たな施設整備による機能充実に努めます。

また、新設や再整備にあたっては、利用者の意向を反映した施設整備に努めます。

［交通施設の配置方針図］

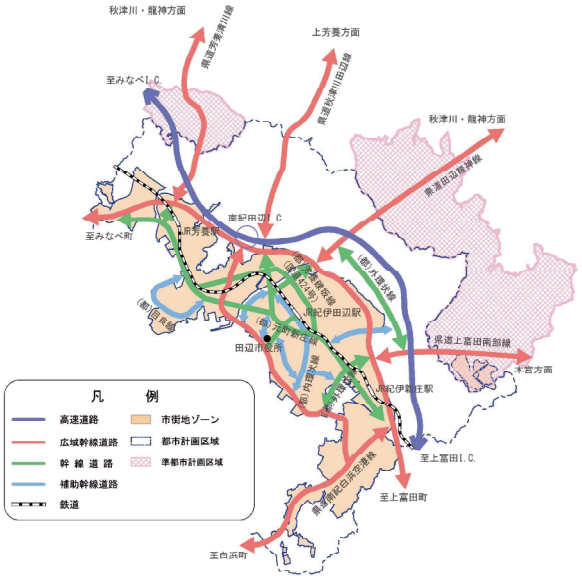

● 都市防災対策の方針

市民の生命を第一に考えた災害に強いまちづくりを推進します。これまでに培われてきた地域防災力の維持と充実など、「田辺市国土強靭化地域計画」「田辺市地域防災計画」との整合を図りながら、段階的で計画的な取り組みに努めます。

5. 地域別構想

□北西部地域

北西部地域のテーマ

自然の恵みに満ちた
農村景観と集落地などの居住環境が
調和したまちづくり

［目標］

吉野熊野国立公園の独特な自然の風景地を有し、農村集落や農地が緑の森林に包まれた自然的環境豊かな地域であり、その良好な環境を活かした都市生活の充実を目指します。幹線道路をはじめとした都市基盤整備による生活利便性の向上や地域間交流の充実とともに、適切な規制・誘導により農業環境と居住環境の調和を図ることで、自然の恵みの中で快適に暮らせるまちづくりを推進します。

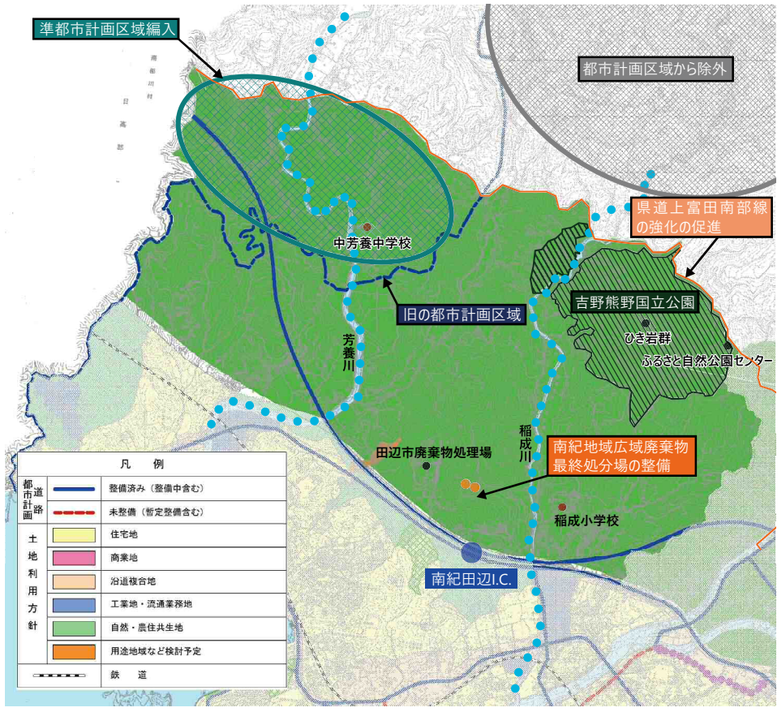

［地域区分］

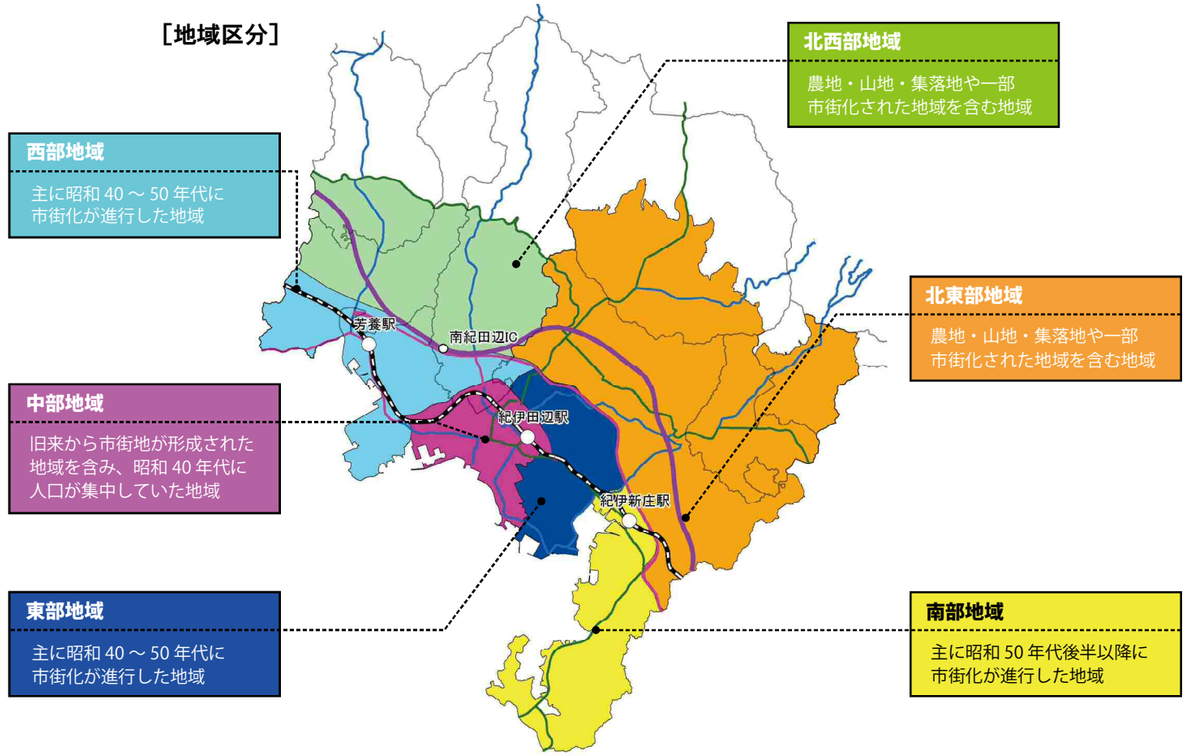

□西部地域

西部地域のテーマ

自然豊かな海辺景観に包まれた
漁業の営みと居住環境が
調和したまちづくり

［目標］

自然豊かな海辺景観に包まれた、漁業集落と住宅地が共存する地域であり、これらが調和した土地利用形成を目指します。本地域は、自動車交通の西の入口に位置することから、幹線道路の整備による交通利便性の向上や、立地条件を活かした防災拠点整備による安全性の向上を図りつつ、適切な規制・誘導により漁業環境と居住環境の調和を図ることで、美しい海辺景観の中で快適に暮らせるまちづくりを推進します。

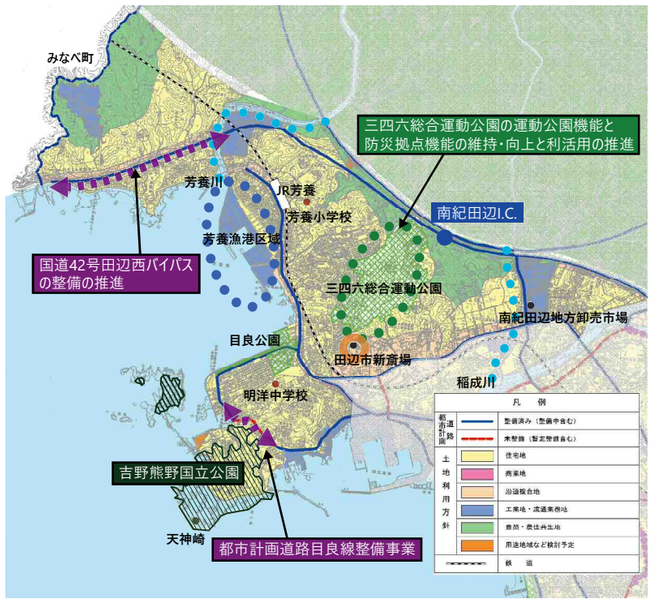

□中部地域

中部地域のテーマ

歴史・文化を大切にし
交流拠点都市田辺の都市活動を支え
快適で人々が集い住まうまちづくり

［目標］

田辺市の歴史・文化を育み、まちの発展を支えてきた中心市街地を含む地域であり、これからも田辺はもとより紀南の中心地として、責任ある発展を目指します。都市基盤の整備による利便性の向上、都市機能の充実による賑わい創出などにより、都市交流と都市居住が充実した人々が集い住まうまちづくりを推進します。

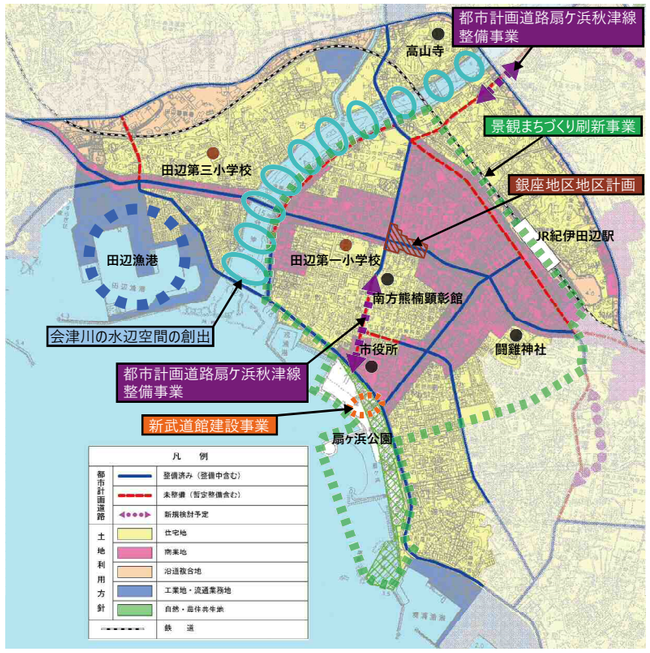

5. 地域別構想

［地域区分］

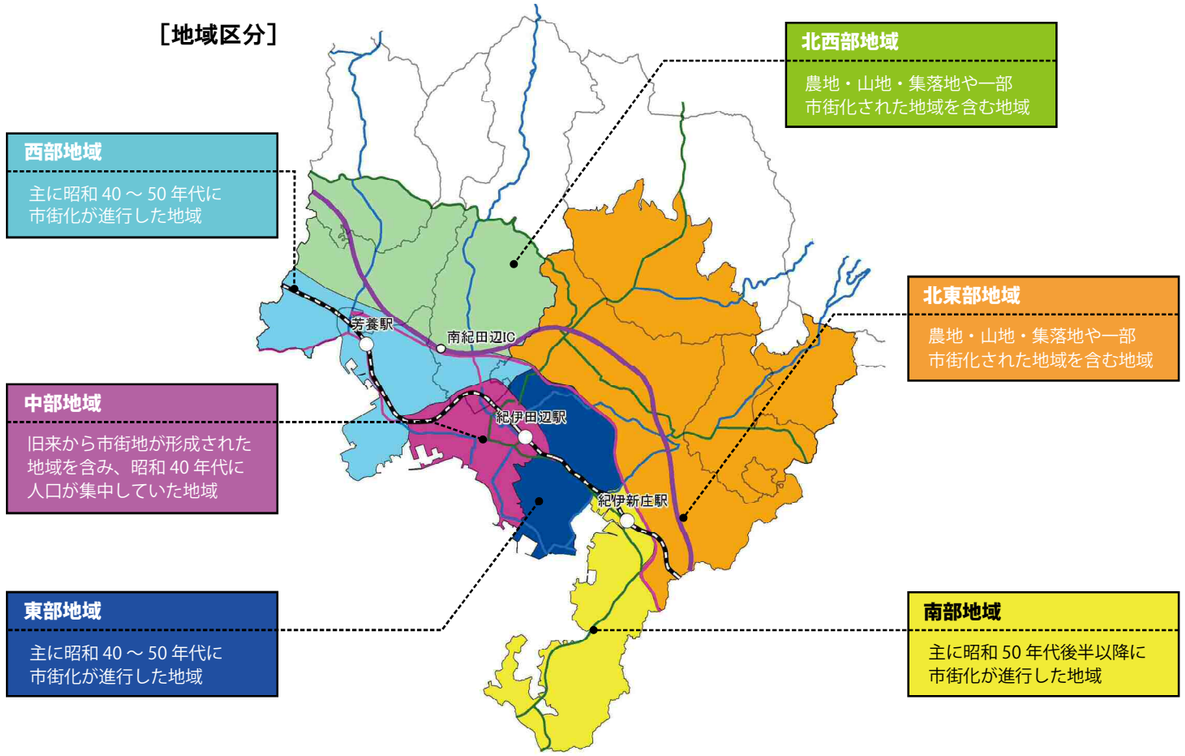

□北東部地域

北東部地域のテーマ

龍神や本宮への入口として
農村景観を保全しつつ、計画的な
土地利用形成を誘導するまちづくり

［目標］

国道 42 号田辺バイパスの整備に伴い市街化が進行している地域であり、計画的な土地利用形成を目指します。本地域は、龍神や本宮への入口であり、熊野古道のルート上にあることも踏まえ、幹線道路などの計画的な都市基盤整備による利便性の向上とともに、都市に潤いをもたらす緑豊かな森林や河川、農村景観の保全・整備による、自然や歴史を感じることのできるまちづくりを推進します。

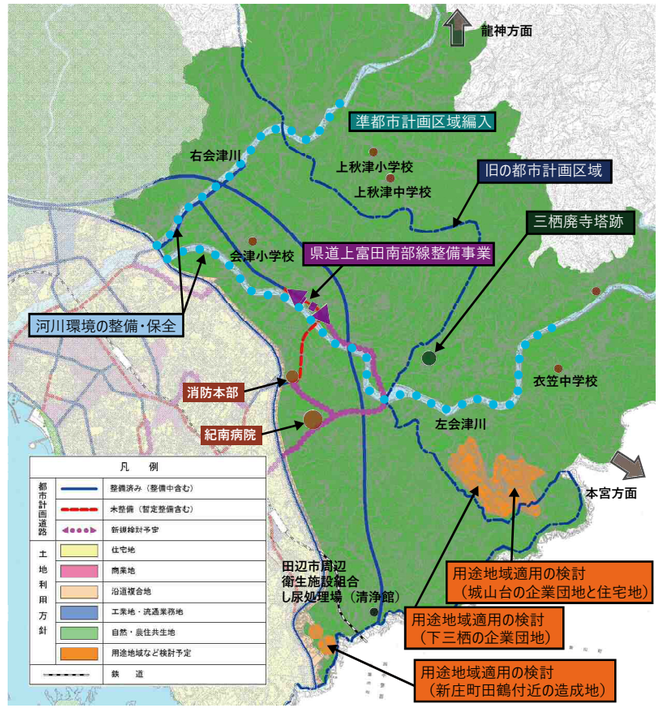

□東部地域

東部地域のテーマ

教育環境と居住環境が充
実した
都市生活の豊かさを実感
できるまちづくり

［目標］

多くの学校教育施設が立地する住宅市街地を中心とした地域であり、市の中心部に近い立地条件も活かした生活環境のさらなる充実を目指します。本地域は、市街地中心部と国道 42 号田辺バイパスに挟まれた位置にあることから、地域内の幹線道路や補助幹線道路の整備による移動環境の向上に努めながら、既存都市機能の維持・更新や適切な規制・誘導により教育環境と居住環境の充実を図ることで、都市生活の豊かさを実感できるまちづくりを推進します。

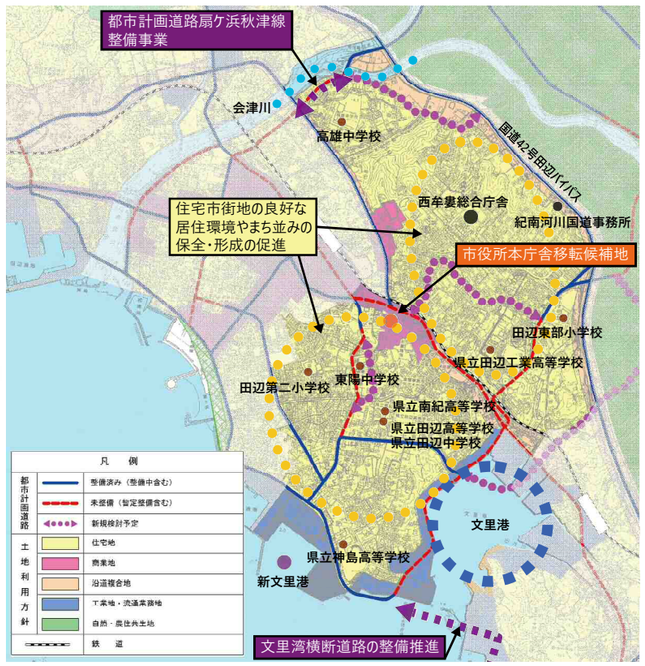

□南部地域

南部地域のテーマ

開かれた自然のなかで
医療・福祉など多様な機能
が整った
広域交流のあるまちづくり

［目標］

美しい自然に恵まれ、広域に開かれた多様な施設が立地する地域であり、立地条件を活かした広域交流の促進を目指します。本地域は、田辺市の南端に位置することから、市内他地域だけでなく周辺都市とも連絡する道路の整備による移動環境の向上に努めながら、医療・福祉施設などの既存都市機能の維持・更新や適切な規制・誘導を図ることで、多様な機能が整った広域交流のあるまちづくりを推進します。

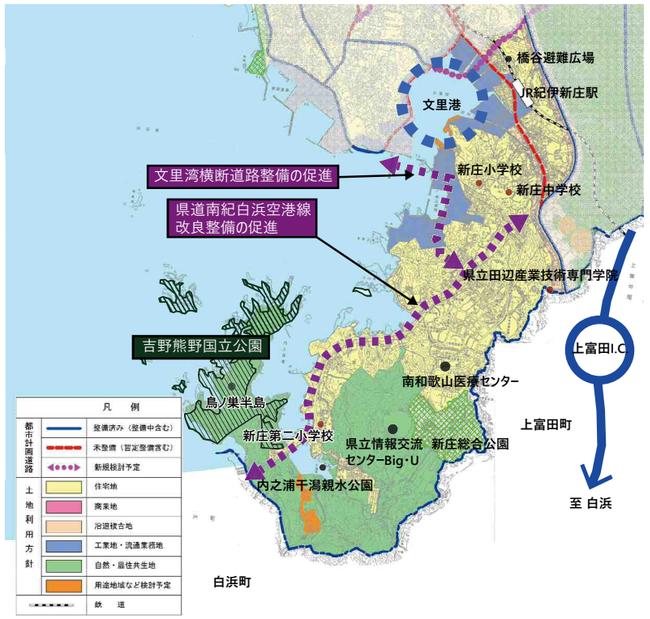

6. 実現化の方策

●都市計画行政の行政指針の明確化を踏まえた取り組み方針

都市計画マスタープランに基づき、早期に、集約型都市構造形成に向けた立地適正化計画の策定について検討します。また、整備の優先順位を明確にした上で都市計画道路等の整備に向けた取り組みを推進するとともに宅地の区画形状を整える土地区画整理事業の活用についても、積極的に検討します。

●総合的な協働体制の構築

多様化・高度化する要望に対応し、都市計画に関わるまちづくりを総合的、計画的に進めていくためには、住民（住民団体、ＮＰＯを含む）、事業者（都市再生推進法人を含む）、行政等の各主体がそれぞれの役割分担のもと、相互に協力・連携する必要があります。

［住民の役割］

＜個人として＞
・土地利用の方針に沿った開発・建築への配慮
・ボランティア活動への取り組み
・まちに対する誇りと愛着につながる諸活動への参加 など
＜地域や組織として＞
・地域や自治会等の組織の強化
・他の地域や組織、まちづくり団体との連携 など

［事業者の役割］

＜事業者として＞
・土地利用の方針に沿った開発・建築への配慮
・企業活動を通じたまちづくりへの取り組み
・専門性を活かしたまちづくりへの取り組み
・イベントなどを通じた地域との関わりの充実 など

［行政の役割］

＜住民や事業者の活動を支援する行政として＞
・行政内の横断的な支援体制の強化
・まちづくり情報の積極的な提供、発信
・市民活動の支援と連携 など

［住民・事業者・行政の関係イメージ］

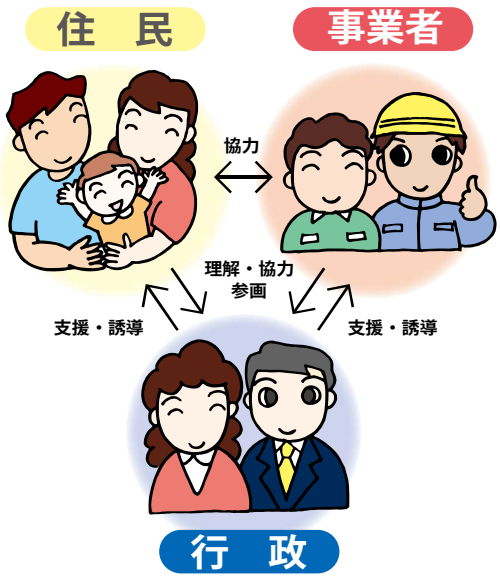

この都市計画マスタープランを基に、
都市計画への理解を深めていただきながら、
住民の皆さまや事業者の皆さまなどとの
協働によるまちづくりに取り組んでまいります。

未来へつながる道。田辺市
田辺市　建設部 都市計画課

〒646-8545　和歌山県田辺市新屋敷町 1 番地
TEL　（0739）22-5300（代）　　http://www.city.tanabe.lg.jp/